

平成 29・30 補正事業「木材製品の消費拡大対策事業」に係る

JAS 構造材利用拡大事業説明会 (概要報告)

1. 概要 : 平成 29 年度補正・30 年度当初の林野庁補助事業「木材製品の消費拡大対策事業」に係る「JAS 構造材利用拡大事業」の事務局として、対象者・関係者に対する「事業説明会」を開催した。

2. 開催日&会場 :

地区	日時	会場
中部	平成 30 年 6月26日(火) 14:00~15:00	静岡県男女共同参画センター 「あざれあ」5階 501 会議室 静岡市駿河区馬淵 1-17-1 TEL: 054-255-8440
西部	// 7月5日(木) 14:00~15:00	「浜松市福祉交流センター」2階 大会議室 浜松市中区成子町 140-8 TEL: 053-452-3131
東部	// 7月6日(金) 14:00~15:15	ふじのくに千本松フォーラム 「プラサ・ヴェルデ」4階 401 会議室 沼津市大手町 1-1-4 TEL: 055-920-4100

3. 参加者 : 合計 75 名

会場	参加者	内 訳
中部	20 名	施工者・設計者 2 名、木材業者 17 名、行政 1 名 (事務局 3 名)
西部	40 名	施工者・設計者 15 名、木材業者 20 名、行政 5 名 (事務局 2 名)
東部	15 名	施工者・設計者 4 名、木材業者 10 名、行政 1 名 (事務局 2 名)

4. 内容 :

◆事業説明:「事業の背景、事業の概要と日程、各種手続き」

県木連事務局 担当者より「事業概要および背景」、「活用宣言事業」および「個別実証支援事業」の「概要・申請手続き・スケジュール」について説明した。

◆質疑応答:

Q: 活用宣言事業は、一度登録すれば来年度以降も有効となるのか? (設計者)

A: 林野庁は、本事業を 3 年間継続したい意向であるため、断定はできないが、そのようになると思われる。

Q: 施工者に交付される補助金を他者に還元することは問題ないか? (設計者)

A: 問題ない。

Q: CLT の壁材等、構造材か造作材か判断が難しいものができた場合の対応は? (施工者)

A: 都度、全木連と協議しながら決めていくため、県木連に相談してほしい。

5. 事業活用のお願 :

この事業は、製材 JAS に係る「にわとり」(供給)と「たまご」(需要)の膠着した関係を「活用宣言事業」(見える化=事業者の登録・公表)と「個別実証支援事業」(お試し=JAS 構造材の調達費の一部助成)で打開し、JAS 構造材の利用拡大をはかるものです。

関係事業者の皆さんには、まず助成事業の前提となる「事業者登録」と、取引先事業者に対する「支援事業の PR」をお願いします。



JAS 構造材利用拡大事業説明会



6/26 中部会場

7/5 西部会場

7/6 東部会場

